

第3回 大阪児童虐待防止推進会議（議事要旨）

◆ 1 開会

⇒事務局（司会）より挨拶

◆ 2 出席者確認

⇒資料（「資料1」「資料2」）に基づいて、事務局から説明

◆ 3 議題

（1）令和2年度の取組状況等について

吉村座長

- ・お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
- ・まず議題（1）について進めてまいりたいと思います。
- ・昨年度の推進会議で決定した今年度の7つの取組のうち、「1 オール大阪での啓発活動」「2 子ども家庭総合支援拠点の設置促進」「3 警察との定期的な合同研修」「4 精神科医療機関との連携」について実績の報告を求めます。

事務局

- ・お手元の資料3、「1 オール大阪での啓発活動」をご覧ください。
- ・啓発活動については、「児童虐待防止に関する府民意識の向上」と、「児童相談所虐待対応ダイヤル189（いちはやく）の周知」を目的に、毎年、児童虐待防止推進月間である11月を中心に実施しています。
- ・まず、「府内全首長によるオレンジジャンパーの着用」です。
- ・昨年度に引き続き、児童虐待防止推進月間である11月を中心に、府内の全首長が、本日も委員の皆様に着用をしていただいております。児童虐待防止のシンボルカラーであるオレンジ色のジャンパーを着用し、児童虐待防止のための啓発活動を実施しました。
- ・また、各自治体の広報誌やホームページなどに、「重大な児童虐待ゼロに向けて、オール大阪で取り組みます」という共通のフレーズを記載するなど、オール大阪で児童虐待防止に取り組んでいることを広くPRいたしました。
- ・さらに、各自治体において、記者会見等で児童虐待防止推進月間の取組を紹介するとともに、ライトアップも実施しました。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、例年実施している街頭キャンペーン等のイベントを中止しましたが、新たに公民連携により、万博記念公園での花火の打ち上げや自動販売機への啓発ステッカーの貼り付けなどの取組を行いました。そのほか、例年の取組として、街頭などでの啓発活動やライトアップなどに取り組みました。
- ・なお、3ページと4ページが、今年度の活動実績をまとめた資料です。
- ・このオール大阪での啓発活動については、令和3年度も引き続き取り組んでまいりたいと考えています。
- ・次に5ページ、「2 子ども家庭総合支援拠点の設置促進」をご覧ください。
- ・支援拠点の設置促進については、2022年度までに府内全市町村に設置されるよう、取組を進めているところでございます。
- ・今年度の取組については、「補助メニューの整理・周知」にございますとおり、支援拠点の設置に関し、国が用意している補助メニューや、府の「新子育て支援交付金」や「子ども貧困緊急対策事業費補助金」の活用方法等について整理した資料を作成し、府内市町村に対して配布いたしました。
- ・また、「好事例取組の紹介」にございますとおり、支援拠点を既に設置している市町村に対して「設置のための工夫」や「課題解決のために取組んだ内容」などについてヒアリングを行い、府内市町村児童福祉主管課長会議において、既設置自治体から発表いただきました。
- ・参考に、府内の設置状況をお示ししていますが、現在、府内43市町村のうち、26市

町村が設置している状況です。

- ・また、全国においては、2020年4月時点でございますが、1,741市区町村のうち、432の自治体が設置している状況です。
- ・未設置の自治体からは、設置が進まない理由として、補助金の交付要件である小規模自治体での常時2名体制の人員確保、虐待対応専門員の上乗せ配置人員の確保等が困難であるとの意見がありました。
- ・今般、厚労省より、令和3年度から、人口5万人未満の市町村においては、子育て世代包括支援センターと、子ども家庭総合支援拠点を兼務する常勤職員がいる場合に限り、常勤職員を含む常時2名体制ではなく、勤務形態を問わず常時1名体制となることや上乗せ配置の有無に関わらず基礎となる配置人員が基準を満たした場合、補助金の交付対象とすることが示されました。
- ・さらなる設置促進に向け、本要件の緩和内容を積極的に周知するなど、令和3年度も引き続き取り組みを実施してまいります。
- ・次に6ページ、「3 警察との定期的な合同研修」をご覧ください。
- ・合同研修については、警察・児童相談所・市区町村児童家庭相談担当課が互いの業務内容や役割を学び相互理解を深めるとともに、今後の児童虐待対応に活かすことを目的に取り組みました。
- ・オール大阪での取組としましては2年目の実施となります。
- ・今年度の合同研修の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大のため、密を避けて3回に分けて実施いたしました。
- ・警察からは、「児童虐待事案の対応状況」「児童虐待事案の対処体制の強化」「家庭訪問活動」等について説明いただきました。
- ・また、児童相談所からは、「児童虐待対応の仕組み」「警察との連携」について説明を行いました。
- ・その後、グループにわかれまして、意見交換する時間を設け、顔の見える関係構築にも繋がりました。
- ・今年度の合同研修には、府内全市町村から計94名が参加しました。
- ・合同研修につきましては、令和3年度も引き続き実施してまいります。
- ・次に7ページ、「4 精神科医療機関との連携」をご覧ください。
- ・精神科医療機関との連携については、精神科医療機関と連携し児童虐待の未然防止につなげることを目的に取り組みました。昨年度の推進会議において児童虐待事案の中には、精神的に不安定な保護者への支援が必要なケースもあることから、精神科医療機関との連携を強化することになりました。
- ・今年度の取組については、精神科病院協会および精神科診療所協会のご協力のもと、精神科医師からの情報提供通告、守秘義務との関係、情報提供先や方法などを掲載したパンフレットを作成し、大阪府内の医療機関へ送付を行いました。
- ・また、精神科医師による大阪府内児童相談所および市区町村担当者向け研修を実施しました。「精神科医療機関と行政の連携」「産後うつへの保護者への支援」についてご講義いただきました。
- ・コロナ禍における感染予防対策として、受講者の人数を限定していましたが、受講者より「視聴できる機会を増やして欲しい」「研修内容が参考になる」という意見をいただいたため、講師のご厚意により、期間限定ですが、研修をオンライン受講できるようにいたしました。
- ・今後の予定としまして、パンフレットを活用し、精神科医療機関との連携を進め、児童虐待の防止に取り組んでまいります。また、研修につきましては、令和3年度も引き続き実施してまいります。

吉村座長

- ・ありがとうございます。今説明のあった1から4の取組状況について、皆さんからのご意見を頂戴したいと思います。

永藤副座長

- ・啓発活動についてですが、オール大阪でこのオレンジジャンパーを着るという取組を全市町村長が2回行っているので、オール大阪で取り組むという意識は、浸透してきていると思います。
- ・一方で、本当に支援を必要とする方、情報を必要とする方に必要な情報を届けるということが、難しいと思っています。
- ・これまでは街頭でティッシュやチラシを配っていましたが、それが本当に必要な方に届くのかという検証は必要だと思います。
- ・この後、LINE相談の結果もご報告あると思いますが、何をきっかけに相談したかという、学校で配ったカードとチラシが多くて、ホームページ見たという方は20分の1ぐらいしかいなかった。これからは、SNSだったりホームページだったり必要な情報を必要な人に届けるということを、各市町村の効果的な取組も活用しながら、取り組んでいければよいのではないかと考えています。

吉村座長

- ・情報が伝わるようにどうアウトリーチしていくのか、情報の伝え方も含めて、市町村の様々な取組のいい部分を吸収しながら、この広報活動をしていきたいと思っています。

南出委員

- ・子ども家庭総合支援拠点についてですが、泉大津市は今年1月に子ども家庭総合支援拠点を設置したところです。
- ・今年度、要保護児童対策地域協議会総会や研修会でも、拠点について説明し、関係機関のさらなる連携強化の必要性を伝えるきっかけになりました。
- ・市役所の窓口はこの簡易な相談ブースを設置して、妊娠期から子育て期の心配事や不安について気軽に相談できる環境整備が一つできたと考えています。相談ブースがあることによって、周囲に気兼ねなく相談でき、詳細な聞き取りができるようになってきました。環境整備は非常に大事だということを職員ともども、実感しています。

吉村座長

- ・全国の設定率は24.8%ですが、大阪では60.5%ということで、取組が進んでいると思いますが、2022年度までに全市町村設置という目標ですので、それに向けて進めていただきたいと思っています。

栗山委員

- ・警察との合同研修についてですが、田尻町のような小さい町の場合、事案が少ないので、合同研修等を頻繁にやっただくことで、いろんな事例が参考になります。受講した職員からも、警察がやっただくしている対応についても、本当に詳しく知ることができたと聞いています。いろんな機関の話も参考になったと聞いていますので、ぜひこれからも市町村職員の研修に組み込んで、継続していただきたいと思っています。

吉村座長

- ・児童虐待の分野について、警察と自治体の連携が非常に重要ですが、それぞれ別々になりがちだと思います。大阪においてはこの警察と自治体の連携というのはものすごく進んでいると思っています。この合同研修を通じて、それぞれ顔の見える関係で連携して児童虐待対策を進めていきたいと思いますが、府警本部いかがでしょうか。

平山委員

- ・この合同研修につきましては、警察と児童相談所、それから市区町村の児童家庭相談担当がお互いに業務を理解して関係性を深めていくという上で、大変意義深いものであると考えています。この合同研修を通じて、相互理解が深まるということが、児童虐待対応時の関係機関同士のスムーズな連携に繋がると考えていますので、今後もぜひ協力させていただきたいと考えています。

松井副座長

- ・精神科医療機関との連携についてですが、保護者の精神疾患が必ずしもすべて虐待につながるわけではないが、児童虐待事例の中には、保護者が精神的に不安定な状態になっ

ていたケースもある。

- ・そういった、精神的に不安定な保護者とその子どもに対する適切な支援には、精神科医療機関との連携が重要と考え、昨年、提案させてもらった。

吉村座長

- ・次に、「5 SNSを活用した児童虐待防止相談事業」について事務局から説明をお願いします。

事務局

- ・次に8ページ、「5 SNSを活用した児童虐待防止相談事業」をご覧ください。
- ・この相談事業は、LINEを主要なコミュニケーションツールにしている方に気軽に相談してもらい、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図ることを目的としています。
- ・今年度の取組につきましては、令和2年6月25日から7月31日までの計37日間、民間団体に委託の上、試行実施いたしました。
- ・試行実施の結果として、友だち登録者数は6,458名、相談件数は3,505件ありました。
- ・曜日別では平均すると、水曜日と木曜日に相談件数が多い傾向にありましたが、顕著な差は見られませんでした。
- ・時間帯別では深夜帯が少なく、午前中から徐々に増え始め、午後から夜間にかけて相談が多くありました。
- ・相談者の属性は、子どもが1,796件で51.2%、保護者親族などが1,479件で42.2%となりました。
- ・相談内容は、保護者親族などからは、子育て、子どもからは学校生活に関する相談が多く寄せられました。
- ・またSNSの特徴でもある、相談、相談内容自体が不明なもの、いたずらや冷やかしの相談の趣旨がわからないまま返信がなく、中断したものなども多く見られました。
- ・相談終了時の対応としましては、情報提供助言が一番多くあり、児童相談所に情報提供を行った件数は49件ありましたが、緊急保護の依頼などの重篤な案件はありませんでした。
- ・また、相談内容が第三者からの虐待、児童虐待通告に当たる場合は、即時に児童相談所虐待対応ダイヤル「189」を案内いたしました。
- ・令和3年度の本格実施案につきましては、週2日の相談実施日を設定し通年化を予定しています。
- ・また曜日につきましては、子どもが相談できる日時を増やすため、大阪府・大阪市・堺市の教育委員会が行っているいじめや学校生活の悩みを受け付けているLINE相談の実施日と重ならないよう調整し、平日は火曜日を設定し、加えて休日の相談ニーズを考慮し、土曜日の設定を考えております。
- ・時間帯につきましては、試行実施で相談件数が多かった、平日は14時から22時、土曜日は10時から18時の時間帯に実施します。
- ・また、試行実施において、開設当初の相談件数が多かったことから、本格実施では、開設当初の2週間程度は毎日実施するとともに、夏休み等や11月の児童虐待防止推進月間中には、集中取組期間の設定を考えております。
- ・今後の予定につきましては、4月に事業者を決定し、相談窓口設置準備、相談員の研修等の事前準備を経て、5月中旬からの本格実施に向けて調整を進めたいと考えていましたが、今般、無料通信アプリLINEの利用者の個人情報、海外の関係、関連会社である関連会社で閲覧可能だった問題を受けまして、大阪府では個人情報の管理条件に懸念がある、LINEを使ったサービスを停止する方針といたしました。これも踏まえて、大阪府・大阪市・堺市で協議し、本事業についても、一旦事業実施を見合わせることにしました。
- ・国の対応状況等を注視した上で、個人情報管理上の懸念がないこと等が確認できれば、

SNSを活用した児童虐待防止相談事業を速やかに開始できるよう準備を進めてまいります。

- ・なお、国の令和3年度予算概算要求におきまして、SNSを活用した全国一元的な相談の受付体制の構築を行うとしまして、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」のSNS版が示されておりますので、これに係る国の動きも注視してまいります。

吉村座長

- ・取組状況について何かご意見あればよろしくお願いたします。

永藤副座長

- ・子どもからの相談が半分を超えていると報告がありました。実際に利用した子どもにアンケートした結果を拝見しましたが、8割がまた相談したいと回答しています。
- ・また、LINEで相談した理由として、LINEだったら相談できるかもしれないと考えたという意見が一番多かったことから、非常に有意義な事業だと考えています。
- ・ただし、昨今の個人情報管理の問題というのはやはり深刻ですので、まずはその重大な問題がないことというのはきちんと確認をしなければいけません。それが払拭されたらスタートしていただきたいと思います。今LINEが一番活用されているので、LINEを使っていますが、他のツールでも同様に実施ができないかということも併せて検討をいただけたらと思います。
- ・また、スタートする場合に気をつけていただきたいのが、2割の子どもはもうしたくないと回答しています。児童虐待については、2割でも取りこぼしたくない。なぜ2割の子どもが利用したくないと思ったか検証し、令和3年度実施するときにはより良いものになるように取り組んでいただきたいと思います。

吉村座長

- ・事務局で理由はわかりますか。

事務局

- ・もしかしたら、待っている間にもう相談はいいかなと思われたお子さんもいたのかもしれませんが、LINEですので、タイムリーに対応できる方と時間外になってしまって、翌日以降に対応となった方もいますので、そういうこともあったかもしれません。

吉村座長

- ・指摘のあった問題意識もちょっと考えながら、さらにより相談しやすいものにしてもらいたいと思います。
- ・LINEの運用ですけど、センシティブな個人情報を扱うものについては、一旦運用停止という認識をしています。運用について国からの情報はありますか。

事務局

- ・まだ国から具体的な方針は示されていません。

吉村座長

- ・全国的な問題でもあると思いますが、非常に有用なツールとして、多くの子どもも利用してくれているものですので、払拭できれば、できるだけ早くスタートしてもらって、火曜日と土曜日の週2回の通年実施でやっていきたいと思います。
- ・次に、「リスク事案における24時間以内の安全確認」「警察との全件情報共有」について説明をお願いします。

事務局

- ・次に10ページ、「6 リスク事案における24時間以内の安全確認」をご覧ください。
- ・安全確認にかかる時間について、国の指針では48時間以内が望ましいとされているところ、重大な児童虐待「ゼロ」の実現をめざし、昨年度の会議において、オール大阪で「24時間以内の安全確認」を実施できないか、調査検討しました。児童虐待通告については、通告受理後全件直ちに調査に着手し、迅速な安全確認を実施しておりましたが、中には「対象があいまいな事案」「児童の特定が困難な事案」「より精密な調査・情報収集が必要な事案」「不在により会えない事案」など、時間を要する事案が存在する

ことを報告しました。その結果、児童相談所における「最重度最優先ルール」を新たに設け、「最重度事案の24時間以内の安全確認」をめざすこと、その経験やノウハウ等について、大阪府・大阪市・堺市の3自治体において共有を図ることの2点を決定しました。

- ・今年度、オール大阪で取り組みました結果を報告します。
- ・令和2年10月に、約2週間安全確認にかかる時間の調査を実施しました。児童相談所に通告のあった児童虐待事案のうち通告時に最重度事案と判断したものが40件ありました。40件のうち、87.5%にあたる35件について24時間以内に安全確認できました。
- ・今年度の調査において24時間以内に安全確認できなかった事案5件も、事案の性質上安全確認に時間を要するものでした。この5件については、調査の結果、最重度事案ではないことが判明し、全件において児童の安全について問題のないことが確認できております。
- ・次に、その経験やノウハウ等について、大阪府・大阪市・堺市の3自治体において共有を図った結果を報告します。
- ・3自治体の担当部署で集まり、関係機関との連携を図ることができた好事例を共有するとともに、宿直体制等の実施方法、市町村や区役所との連携等について情報交換を実施しました。
- ・今年度の取組結果を踏まえ、児童相談所において「最重度最優先ルール」を掲げ、「最重度事案の24時間以内の安全確認」をめざすことについては、業務上のルールとして定着し、概ね支障なく対応できていることが確認できましたので、引き続き取り組むとともに、その経験やノウハウ等について、大阪府・大阪市・堺市の3自治体において共有を図りたいというのが今後の方向性としての案でございます。
- ・次に13ページ、「7 警察との全件情報共有」をご覧ください。
- ・警察との全件情報共有は、大阪府においては、児童相談所と警察とのダブルチェックによる「児童虐待の見逃し防止」と「警察保有情報を活用した支援の充実」の2つを目的に、平成30年8月より実施しています。
- ・情報共有する通告の範囲は、虐待の有無や通告者・虐待の重症度に関わらず、児童相談所が受けた通告全件を対象としています。
- ・一方、大阪市・堺市において、それぞれが警察との全件情報共有の範囲を検討した当初の方針では、虐待が認められた事案のうち、通告者が保護者または児童本人の場合であって、かつ、軽微な事案については、「相談控え」等に配慮し、共有の対象外としていました。
- ・オール大阪で警察との情報共有の範囲の統一化を図るため、前回の推進会議で協議した結果、「児童相談所と警察とのダブルチェックは、子どものいのち・安全を守る観点から有効であること」、「相談控えなどの影響は、先行して実施している大阪府において認められていないこと」を踏まえ、大阪市・堺市においても、大阪府と同一の範囲で、警察と全件情報共有することになりました。
- ・大阪市・堺市も令和3年4月から、警察との全件情報共有を開始いたします。
- ・新たに警察と情報共有することになる通告の見込み件数ですが、令和元年度実績でいいますと、大阪市で約5,400件、堺市で約1,200件となります。

吉村座長

- ・ありがとうございます。
- ・まず、「リスク事案における24時間以内の安全確認」について、ご意見をお願いします。

松井副座長

- ・24時間以内に安全確認するというルールが定着して、いい方向で動いているのかなと思います。5件ほどが48時間以上かかったということですが、重篤な事案ではなかったということなので、この形を継続してお願いしたいと思います。

吉村座長

- ・24時間以内の安全確認は、当初大変かなというところでスタートしましたが、児童相談所に対応する職員の中でルールとして定着しているということですので、来年度以降は通常業務としてしっかりやってもらいたいと思います。

吉村座長

- ・次に報告あった「警察との全件情報共有」について、ご意見あればお願いします。

永藤副座長

- ・堺市においても、令和3年4月から全件共有を開始します。
- ・この間、府警本部に多大なご協力いただきまして実施できました。ありがとうございます。
- ・ただ実際に運用していくと課題も出てくることが想定されます。柔軟に対応しながらより良いものにできたらと考えていますので、引き続きよろしく願いいたします。

吉村座長

- ・この件について、府警本部からご意見ありますか。

平山委員

- ・ご承知のとおり、すでに大阪府とは全件共有していますが、警察と児童相談所でダブルチェックすることで、重篤な児童虐待の見逃し防止に十分機能していると考えています。
- ・また、情報共有が活発になることで相互の理解も深まっていくと考えていますので、大阪市、堺市との情報共有についても、しっかり対応していきたいと考えています。

吉村座長

- ・警察とのダブルチェックで、虐待の芽は見逃さないということをしっかりやりたいと思います。
- ・次に、「議題（2） コロナ禍における子どもの安全確認に関する総括と課題整理」について、事務局から説明を求めます。
- ・コロナ禍では、学校の一斉休校もありました。子どもの安全確認が困難になる様々な声もあります。各自治体どういった工夫されていたのかも含めて、また課題もあれば共有したいと思いますのでよろしくお願いします。

事務局

- ・資料13ページ、「コロナ禍における子どもの安全確認等の取組」をご覧ください。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急事態宣言が発出され、学校等の休業、外出自粛等の影響により、子どもの見守り機会が減少する状況がありました。
- ・コロナ禍における子どもの安全確認等の取組状況について総括し、課題を整理しましたのでご報告します。
- ・令和元年度、令和2年度の大阪府、大阪市、堺市の児童相談所における児童虐待通告件数について月ごとに集計しました。通告件数は、日々刻々と変動があることから、通常は月ごとの集計は実施していませんが、今回コロナ禍において、社会情勢等が変化中、その影響を表す指標の一つとして取り上げました。なお、令和2年度の数値は速報値となります。
- ・学校の休校措置等で子どもと長時間過ごすことにより、保護者の養育負担が高じ、子どもを叩いてしまったなどの相談は複数寄せられていましたが、休校等により所属からの通告が減少したことにより、令和2年4月、5月の虐待通告件数は、前年度の同時期比で7%減でした。
- ・令和元年度まで虐待通告件数は右肩上がりでも推移していましたが、今年度は前年をやや下回る件数で経過している状況です。
- ・特に休校等により所属による安全確認が困難な状況下では、日常的な見守り体制が取れず、子どもの状況把握が遅れることが懸念されましたが、結果的に虐待が重篤化し、重大な結果を招いたという事案はありませんでした。
- ・そこで、子どもの安全確認等に係る取組につきましては、各児童相談所が継続的に在宅

- で指導・支援中のケースについて、個々の状況に応じて家庭訪問等の頻度を増やしたり、電話で保護者や子どもに直接状況確認をするなど工夫して安全確認を行いました。
- ・各市区町村においても、要保護児童対策地域協議会で把握している支援対象児童等について改めて学校園等所属機関との情報共有を図り、状況把握に努めました。
 - ・各市区町村要保護児童対策地域協議会にアンケートを行いました。令和3年1月14日から2月28日までの2回目の緊急事態宣言下においては、回数を減らしたり、実施していない自治体はありませんでした。
 - ・コロナ禍における子どもの安全確認等の課題として、「家庭が自粛や感染への不安を理由に登校や登園を控えるなど、所属による子どもの定期的な安全確認が難しいことがあった」「感染リスクへの不安から、家庭訪問を断られることがあった」といった声が聞かれました。
 - ・次に、コロナ禍における子どもの安全確認等の工夫・好事例としては、「関係機関とより迅速な連携が図れるよう、通知文書を発出し、安全確認の協力を依頼した」「学校や保健センター等関係機関と連携し、ICT機器を用いた通信手段により、安全確認を行った」「子ども食堂と連携し、必要な家庭にお弁当を持参し、状況を把握した」「地域で食事の提供や学習支援等を行っている民間団体に対し、子ども等の状況把握や見守りに係る活動費等を補助した」といった事例がありました。
 - ・これらの状況を踏まえての今後の対応案としまして、新型コロナウイルス感染症の拡大のみならず、自然災害等通常の対応が困難な事態にあっても、要保護児童対策地域協議会における支援対象児童の状況把握や、対応の進行管理が安定的継続的に実施できるよう、ノウハウ等の共有を図ること。また、子どもの安全確認に万全を期すため、関係機関の連携やICT機器の活用など好事例を紹介し、各地域での取組を働きかけること。これらの取組を通じて、危機的な状況が生じた場合においても、活動を継続するために、各自治体で備えておくことが大切だと考えています。
 - ・子どもが安心して暮らせるよう、引き続き状況を注視しながら、様々な地域のネットワークを活用して、児童虐待の未然防止や早期発見に取り組んでまいります。

吉村座長

- ・通告件数は減っているということですが、相談件数についての統計はありますか。

事務局

- ・相談対応件数は、全国の件数としては相談対応件数が増えていると聞いていますが、月ごとのタイムリーな件数として表せません。今回は月ごとの様子を知りたいということで通告件数を使わせていただきました。

吉村座長

- ・相談件数は年々かなり増えている中で、通告件数はこの時期減っているということは、いかにこの学校が休校したことで、その機能を果たせない可能性があったということかと思えます。このあたりについて皆さんからご意見をいただけたらと思えます。

大阪府実務者

- ・学校園等の所属での見守りと地域での見守りが非常に重要であると認識しています。
- ・座長おっしゃったように4月、5月は経路別で見ますと、学校園からの連絡というのが減っているなという印象です。
- ・ただ夏休みが短かった関係もあり、7月、8月にぐっと増えています。
- ・先ほど事務局から説明のありましたICTを使った市町村との会議も行いました。
- ・ただ具体的な事例で1つ取り組んでよかったなと思う事例がありましたので、ご紹介させていただきます。
- ・小学生とお母さんの世帯が生活されていたんですけど、お母さんが非常にコロナに敏感で、子どもとお母さんが家に閉じこもってしまいました。すぐ地域で連絡をして、相談を始めました。学校の担任の先生が、よく訪問されていた家でしたので、休みの間のプリントを持っていくという活動を始めて、そして市の家庭児童相談室であるとか、様々な機関が今度は交代で訪問をするようになり、かなり粘り強く寄り添っていただいた結

果、学校に登校することができるようになりました。

- ・その時市の方とずいぶん話をしたんですけれども、普段の連携がきちっとできていないとここまでスムーズに動けなかったという話がありました。
- ・日ごろからの連携を取って、こういう事案が起こったときにスピーディーに動けるように、体制をとっておく必要があるというのが現場の感覚です。

大阪市実務者

- ・今、お話あったように学校等が休業することが、通告件数の減少に繋がっているのではないかと懸念されるところでした。
- ・要保護児童対策地域協議会が中心とした見守りがあるわけですが、それに加えて地域で自主的に例えば食事の提供や学習支援などの活動を行っている民間団体とも協力することが一つの解決策ではないかと考えて、大阪市では9月の補正予算において、これらの子どもへの支援活動を地域で行っておられる民間団体を対象に子どもの見守りにかかる活動費等を補助する「子どもの見守り強化事業補助金」を創設しました。特徴としては、地域に根ざした民間団体と協力することができます。子どもの見守りの目を増やしなが、コロナ禍だけじゃなく、今後も児童虐待の小さな芽を見逃さないようにしっかり取り組んでいきたいと思っています。

堺市実務者

- ・堺市では、子ども相談所と各区の家庭支援課におきまして、要保護児童対策地域協議会の進行管理会議の開催を待つことなく、リスクが高く、状況確認が必要な子どもについては、リストアップを行っています。
- ・堺市では、3,000ケースぐらいあるのですが、そのうちの400ケース程洗い出しまして、うち今、ハイリスクと思われるケース150ケース程を特に注視いたしました。そのうちの所属のないケースが11ケース程ありましたが、訪問活動等で週1回程度安全確認に努めました。

南出委員

- ・コロナ禍でやはり令和2年度の相談件数は、令和元年度に比べても微増でしたが、通告件数が令和元年度の51件から69件に増えています。
- ・一時保護も5件から15件と3倍に増えています。この間の取組としては、要保護児童対策地域協議会の台帳にある子どもについて、所属機関ごとにリスクリストを作成して、1週間ごとに子どもの安全確認を行って、事務局に送付して見守りをやっていき、把握できない子どもは所属機関から家庭訪問をするということをしました。コロナ禍での一斉休校期間中、あえて1週間に1度の登校日を設定しました。児童虐待の事案をどれだけつかめるかが現場での懸念だったので、反対もありましたが、虐待事案を発見できたケースもありました。
- ・あとは子ども食堂やタブレットを活用し、コミュニケーションを取りながら、とにかく様々なネットワークとノウハウでできるだけ重層的にチェックをやってきました。

栗山委員

- ・田尻町は人口が約8,000人という非常にコンパクトな町でして、保育所、小学校、中学校各1校ずつです。子どものときから中学校までずっと、皆顔見知りの中で育っていき、その人たちが田尻の大人になってもそのままいる。
- ・町内ほとんどの人が顔見知りという大人になっても、昔の愛称で呼び合っているようなそういう町であるということがこういうときには幸いとなりました。私も就任してから、このことをまち作りに活かそうと。田尻8,000人の大家族というコンセプトで、一つの家族のようにみんなが見守り合っています。
- ・コロナ禍においても、臨時休校中も学校の先生方が非常に協力的で、毎週各家庭訪問する中でプリントを持っていき、そういった確認をしていただきましたので非常にスムーズにいったと思っています。

吉村座長

- ・ありがとうございます。

- ・それぞれ自治体の規模も形も違いますので、それぞれ独自の取組をされているということですが、通告件数が減っているのをみれば、学校や幼稚園、教育機関が虐待の発見に重要だということを再認識します。今は、コロナ禍で休校はありませんが、今後どうなるかわからないし、それから経済が非常にしんどい状況、親が影響を受けたら子どもも影響を受けますので、虐待リスクもやはり高まります。見えにくくなることもあると思いますので、コロナ禍での児童虐待をいち早くキャッチするということにアンテナ張って、進めてもらいたいと思います。
- ・次に、「議題（3） 令和3年度の検討課題」について議論したいと思います。児童虐待防止に向けての検討、実施すべき取組について、説明を求めます。

大阪府実務者

- ・15ページ、「資料5 児童虐待防止に向けて検討実施する取組について」をご覧ください。
- ・令和3年度に継続実施する取組として、「オール大阪での啓発活動」「子ども家庭総合支援拠点の設置促進」「警察との定期的な合同研修」「精神科医療機関との連携」の4つについて重点的に引き続き実施します。
- ・令和3年度から実施する取組として、「SNSを活用した児童虐待防止相談事業」ですが、先ほど説明いたしましたとおり、今後国の対応状況等を注視した上で、個人情報管理上の懸念がないこと等が確認できましたら、速やかに開始できるよう、本格実施に向けて準備を進めてまいります。
- ・令和3年度以降、通常業務として実施する取組として、「リスク事案における24時間以内の安全確認」「警察との全件情報共有」の2つについては、先ほどご判断いただきましたとおり今後は通常業務として実施をしております。

吉村座長

- ・今説明ありました取組について、皆さんからご意見があればいただきたいと思います。

松井副座長

- ・大阪市は北部子ども相談センターを令和3年4月1日に開設をします。
- ・そして4か所目の児童相談所設置についても取組を進めています。
- ・この児童虐待防止のために様々なハード・ソフト両面について、拡充を図っています。
- ・これからも警察と情報共有しながら、児童虐待防止の拠点をソフト・ハード両面拡充していきます。

吉村座長

- ・オール大阪の体制でこういう情報共有をしながら、児童虐待防止に向けて、積極的に取り組んでいきたいと思いますので今後とも皆さんどうぞよろしくお願いいたします。

◆4 閉会

事務局

- ・委員の皆さま並びに実務者の皆さま、多くの貴重なご意見を賜りありがとうございました。
- ・以上をもちまして、第3回大阪児童虐待防止推進会議を閉会いたします。